

別紙

熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針

平成21年3月3日

熊本県健康福祉部

第1 軽費老人ホーム及び軽費老人ホームA型のサービスの提供に要する費用の減免措置について

- (1) 軽費老人ホームの利用料は、利用料のうちサービス提供費用と生活費については知事が定めるところ（平成21年3月3日熊本県告示第168号）に従い、居住費その他の費用については各施設の事情に従い、本来徴収すべき額が算定されることになるが、軽費老人ホームは無料又は低額な料金で老人を入所させる施設（老人福祉法第20条の6）であることから、実際の徴収にあたっては、サービス提供費用についてはこれまでと同様に、利用者の所得に応じて減免措置を講ずることが適当であること。
- (2) 減免により利用者から徴収する額は、次表によることが適当であること。

ア サービス提供費用の本人からの徴収額（軽費老人ホーム）

対象収入による階層区分		費用徴収額（月額）
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円

16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	92,000円
18	3,100,001円以上	全 額

- (注1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注2) 対象収入及び必要経費の算定等については、「熊本県軽費老人ホーム入居者の収入申告等に関する事務処理マニュアル」（平成19年8月8日付け高齢第608号。以下「マニュアル」という。）によること。
- (注3) 本人からの徴収額（月額）として上表により求めた額が当該施設におけるサービスの提供に要する基本額（月額）を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する基本額（月額）を本人からの徴収額（月額）とする。
- (注4) 夫婦での入居の場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- (注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当機関と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

イ サービス提供費用の本人からの徴収額（軽費老人ホームA型）
（平成3年7月1日以降の入所者から適用）

対象収入による階層区分		費用徴収額（月額）
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	40,000円

10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	93,000円
18	3,100,001円 ～ 3,200,000円	101,000円
19	3,200,001円 ～ 3,300,000円	109,000円
20	3,300,001円 ～ 3,400,000円	117,000円
21	3,400,001円以上	全 額

(注) この表における注意点は、上記アの表の注1～注5と同じ。

(平成3年6月30日以前から入所している者について適用)

		階 層 区 分	費用徴収額(月額)
A	所得 非 課 税 者	市町村民税の非課税者	10,000円
B		均等割のみの納税者	15,000円
C1		所得割課税者	20,000円
C2	所 得 税 課 税 者	所得税 7,300円以下	25,000円
C3		7,301～14,900円	30,000円
C4		14,901～22,200円	35,000円
C5		22,201～29,700円	40,000円
C6		29,701～37,200円	45,000円
C7		37,201～44,600円	50,000円
C8		44,601～52,200円	55,000円
C9		52,201～59,800円	60,000円
C10		59,801円以下	全 額

(注) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する基本額(月額)を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する基本額(月額)を本人からの徴収額(月額)とする。

(3) 施設長は、減免の対象となる利用者に対して、減免の申告(入所時及び翌年度以降年1回利用者自身の収入等に関する証明資料を添付することを含む。)を行うよう促すものとする。

(4) 施設長は、マニュアルに基づき申請の内容等を審査の上、上記(2)のア及びイの表に定める本人からの徴収額(月額)を決定する。

- (5) 施設長は、申告書及び収入等に関する証明資料の秘密の保持及びその管理に十分注意すること。

第2 軽費老人ホームの居住に要する費用について

1 居住に要する費用（月額）の設定及び支払い方式

- (1) 居住に要する費用については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとする。

ア 一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建設年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から、国庫補助額、都道府県補助額、民間施設給与等改善費の管理費加算等のうち借入金返還予定額、都道府県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額（以下「居住費基礎額」という。）を基礎とし、一括納入する方式である。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合には、前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

イ 分割支払い方式

分割支払い方式とは、居住費基礎額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

ウ 併用支払い方式

併用支払い方式とは、居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

- (2) (1) の居住に要する経費の設定は上限を示したものであり、その範囲内で地域のニーズ等を勘案し異なる額を設定することは差し支えない。
- (3) 当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが

開所し、一定期間経過した後入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えない。

- (4) 入所者が一定の期間（20年を標準とする。）未満の期間以内に退所した場合においては、一括支払い方式で支払われた居住に要する費用又は併用支払い方式による一括納入金を一定の期間

（20年を標準とする。）から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に利用者に返還する。

なお、軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないと判断される場合であって、かつ、着工時において相当数の入所者が確保されていない場合については、十分な入所者を確保し、安定的な経営が見込まれるまでの間について入居金の返還債務について銀行保証等が付されていること。

2 居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入所者の所得の低い場合や夫婦で利用する場合等入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えない。

第3 軽費老人ホームB型の居住に要する費用について

居住に要する費用（月額）の設定にあたっては、施設の建築年次における施設整備費補助をはじめ、その他の公的補助の状況、入所者数、及び諸般の事情を勘案し、適切に行うよう努めるものとする。

(参考)

定員1人当たりの国庫補助基準面積×

(建築年度の建築基準単価+暖房基準単価) × 1 / 4 × 乗率

< 乗率 >

耐火構造	0. 00908
準耐火構造平屋建	0. 01172
準耐火構造2階建	0. 01038

第4 施行日等

この指針は平成21年3月3日から施行し、平成20年6月1日から適用する。